

議案第6号

みやき町持丸農園条例の制定について

みやき町持丸農園条例を次のように定めるものとする。

令和 5年 3月 2日提出

みやき町長 岡 毅

提案理由

この議案は、住民の生きがいつくりや交流の場として農園を提供し、「交流・観光・学習農園」として使用することを目的として、みやき町持丸農園を設置することに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により条例を定める必要があるため、議会の議決を求めるものである。

みやき町持丸農園条例

(設置)

第1条 住民の生きがいをづくりや交流の場として農園を提供し、「交流・観光・学習農園」として使用するため、みやき町持丸農園（以下「持丸農園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 持丸農園の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 みやき町持丸農園

位置 みやき町大字天建寺104番地1

(管理)

第3条 町長は、持丸農園の管理について、常に良好な状態において管理し、その設置の目的に即して最も効率的な運営をしなければならない。

(利用)

第4条 利用者は、管理者が指示した事項に留意し、常に善良な利用者としての注意をもって利用しなければならない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。